

漁業経営安定対策事業

【平成20年度概算決定額 5,206(0)百万円】

対策のポイント

効率的かつ安定的な漁業経営を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支える「新しい漁業経営安定対策」を導入します。

(背景)

- ・ 漁業就業者の高齢化が進み、漁業就業者中65歳以上の割合が3割を超えるなど漁業生産構造の脆弱化が進行。
- ・ 現在6万の主業的沿岸漁家数は平成24年には3万にまで減少するすう勢。
- ・ 中国などの経済発展や欧米における健康志向の高まりを背景として水産物の世界的需要が急増。
- ・ 我が国が海外市場で他国との購入競争に敗れる「買い負け」現象が既に発生。国内需要をまかなうための漁業の国内供給力の確保が重要。
- ・ 漁業経営は、漁業の特性ともいべき収入の変動により、本来的に不安定性が大きく経営改善に取り組む際の阻害要因。
- ・ 漁業経営の安定のためには、収入変動の影響を緩和し、その経営改善を支える漁業経営安定対策が必要。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と活力のある漁業就業構造の確立
漁業経営改善計画の認定者数の確保

<内容>

積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、新しい「漁業経営安定対策」を実施

- (1) 水産物の安定供給を担うべく積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能を補完する形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支えるために必要な資金を造成。
- (2) 事業参加漁業者に対し、経営診断に基づく経営指導を実施。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：水産庁漁業保健管理官(03-6744-2356(直))]